



令和4年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料9

児童福祉法に基づく 指定通所支援事業の基準改正について



1. 安全計画の策定等の義務化

(児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援)

子どもの安全の確保を図るため，障害児通所支援事業所の設備の安全点検，職員等に対する安全に関する指導，研修および訓練など，事業所における安全に関する事項についての「安全計画」を策定し，必要な措置を講ずることが義務になります。

(令和5年4月1日から施行。なお，令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置が設けられます。)



●次の条文が追加されます。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(※医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援でも同条文が規定または準用されます。)

安全計画とは

- ・ 事業所における子どもの安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、取組み内容と年間スケジュールを策定します。

① 安全点検について

(1) 施設・設備の安全点検

- ・ 事業所の設備（備品、教材・遊具等や防火設備、避難経路等）を定期的に点検し、結果を記録した上で、不備な点を改善すること。
- ・ 事業所内に限らず、送迎車両や送迎経路、施設外活動で定期的に利用する場所も含むこと。



(2) マニュアルの策定・共有

- ・ サービス提供時間中（送迎時を含む）に、子どもの所在を常に把握し、安全を確認するための役割分担を明記すること。
- ・ 特に、リスクが高い場面（送迎時や施設外活動時など）での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。
- ・ これらをマニュアルにより可視化して、常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所の全職員で共有すること。

② 実践的な訓練や研修の実施

- ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと。
- ・ 研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、全職員が受講すること。

③ 子ども・保護者への安全指導等

(1) 子どもへの安全指導

- ・ 子どもの発達や障害程度に応じた方法で、子ども自身がサービス利用中における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるよう努めること。



(2) 保護者への説明・共有

- ・ 利用する子どもの保護者等と、子どもの安全に関する連携と認識共有を図るため、事業所の安全計画に基づく取組の内容等について説明を行う等により周知すること。

④ 再発防止の徹底と定期的な見直し

- ・ 事故が発生した場合，原因等を分析し，再発防止策を講じるとともに，安全点検の実施箇所やマニュアルに反映した上で，職員間の共有を図ること
- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集および要因の分析を行い，必要な対策を講じること。
- ・ PDCA サイクルの観点から，定期的に安全計画の検証を行うとともに，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※ 上記内容は，令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参考に作成しました。

※ 次の「子どもの送迎時等における安全確保の徹底」における取組みについても，安全計画に規定し，実施と見直しをすることになります。



2. 子どもの送迎時等における安全確保の徹底

令和4年9月、静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに園児が約5時間置き去りにされ、死亡した痛ましい事故が起きました。

<事故の経緯>

8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。

8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。運転手は園児が全員降りたかどうか確認しなかった。クラス担当者は欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。

14:10頃降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請

14:30頃救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

参考資料：保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議（第1回）

事故が起こった原因として考えられること

- 園児が下車した時に、園児が全員降りたかどうか、職員が車内を確認しなかった。
- バスに乗車した園児と園児の出席確認票を突合しなかった。
- 事故が起きた日は、職員が園児の送迎を確認するQRコードをまとめて読み込みをしていたので、バスに置き去りになった園児は登園扱いになっていた。
- 普段の職員以外の職員（園長）が送迎をしていた。
- 園児の登園を確認するチェック機能が働いていなかった。
- 登園予定の園児がクラスにいないのにも関わらず、保護者へ問い合わせをしなかった。

このような事故を起こさないために、運営基準が改正されます。

送迎に関して、以下の事項が義務化されます。

(1) 子どもの乗降時における点呼等による所在確認

(児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，訪問型児童発達支援，
保育所等訪問支援)

子どもの送迎や施設外活動等のために自動車を運行する場合，子どもの自動車への乗降車の際に，点呼等の方法により子どもの所在確認をすることが義務になります。

(令和5年4月1日から施行)



●次の条文が追加されます。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(※医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援でも同条文が規定または準用されます。)

確実に子どもの所在確認を行うためには、

- 管理者の責任の下で、安全管理を徹底するための役割分担を明確にしておくこと、
 - 直接の送迎担当職員以外の全関係者も含めて、当事者意識をもって取り組むこと、
- が重要です。

1. 安全管理の体制づくり

- ・ 自動車送迎の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成
- ・ 乗降確認を行うタイミング、記録や連携方法等の明確化
- ・ 定期的な研修等の実施、マニュアル等について全職員に周知・徹底

※通常、送迎用自動車を運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、それ以外の職員も研修の参加対象とすることか必要です。

2. 保護者との連絡体制の確保

- ・ 保護者にも、欠席等の理由により送迎用自動車を利用しない場合の事業所への連絡の時間や方法等のルールを伝える。
- ・ 送迎用自動車のマニュアルを保護者と共有する。

※事業所の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

<自動車送迎業務モデル例>

(1)事前準備

- ・ 運転手は、運行前に車両を点検する。
※置き去り防止を支援する安全装置が動作していることも確認する。
- ・ 責任者（管理者やサビ管，児発管等）は、運転手の健康状態を確認する。
- ・ 責任者は、乗車名簿を作成する。
- ・ 乗車名簿は、送迎責任者と運転手だけでなく全職員で共有する。
- ・ 運行中の緊急連絡用の手段（携帯電話等）が確保されている。



(2)乗車時

- ・ 運転手は、子どもの顔を目視，点呼等により，乗車を確認し，記録する。
 - ・ 運転手は，乗車すべき子どもがいない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは，速やかに責任者に連絡する。
 - ・ 連絡を受けた責任者は，保護者に速やかに連絡して確認する。
 - ・ 運転手は，確認と記録が全て完了し，乗車した子どもの着席を目視，点呼等で確認してから発車する。
- ※確認や記録業務は同乗職員が行うことも可能ですが，担当者を固定することが重要です。

(3)降車時

- ・ 運転手は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録する。
- ・ 責任者は、乗車した全ての子どもの所在を確認する。

※施設外活動等で責任者が事業所内に残る場合は、現場での責任者を定めておくことが必要。

※ 自宅等へ送った場合は、保護者等のサイン等を得ることが望ましい。

(4)送迎業務終了後

- ・ 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認する。
- ・ 運転手は、置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認する。

※ 送迎用自動車内における子どもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

※ センサー等の置き去り防止装置が設置されている場合でも、車両最後尾まで見回り、確認することは必要です。

<毎日使えるチェックシート>

送迎を誰が担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。

チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。



※参考資料：バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」
(令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省)

事業所名 ほこだてこども倶楽部 車両番号 54-12

10月14日(金) **登所** 退所・施設外活動
記録時刻 14:25

- 運転手 / **同乗職員** は、自動車に乗る子どもの数を数えた。
- 運転手 / **同乗職員** は、自動車から降りた子どもの数を数え、全員が降りたことを確認した。
- 運転手 / **同乗職員** は、連絡のない子どもの欠席について、送迎責任者に確認した。
- 運転手は、自動車を離れる前に、車内に子どもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運転手: 安全 運木

同乗職員: 須部 喜六

上記報告を受けた: 管理者 角仁 守

(2) 子どもの送迎用の自動車への安全装置の設置

(児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス)



子どもの送迎用の自動車（座席が2列以下の車両を除く）を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーやセンサーなどの車内の子どもの見落としを防止するための装置を設置し、当該装置を用いて、降車時の子どもの所在確認をすることが義務になります。

令和5年4月1日から施行。ただし、直ちに安全装置を設置することが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の子どもの所在の見落としを防止するための「代替的な措置」を講じることで差し支えないとする経過措置が設けられています。

●次の条文が追加されます。

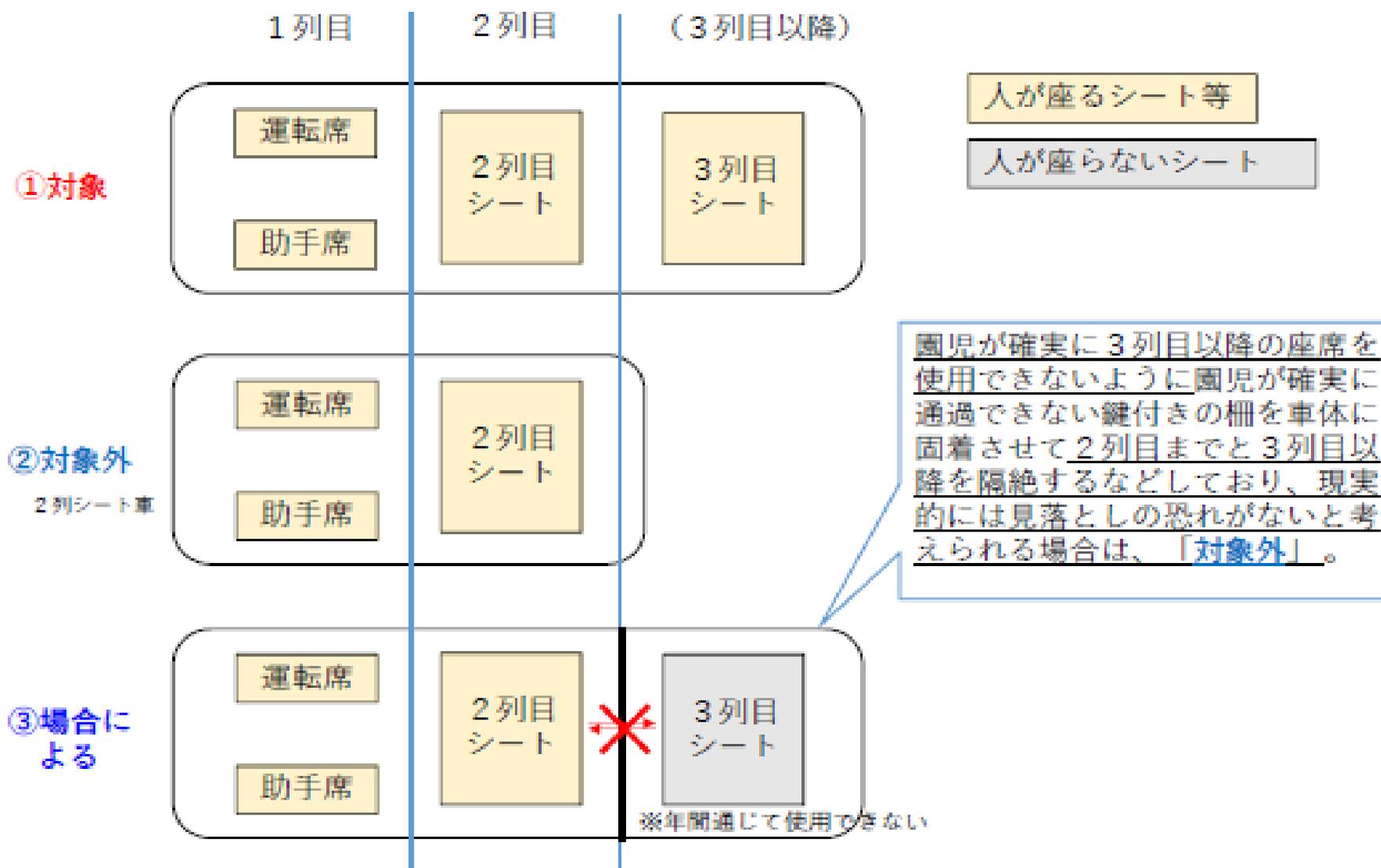
(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3

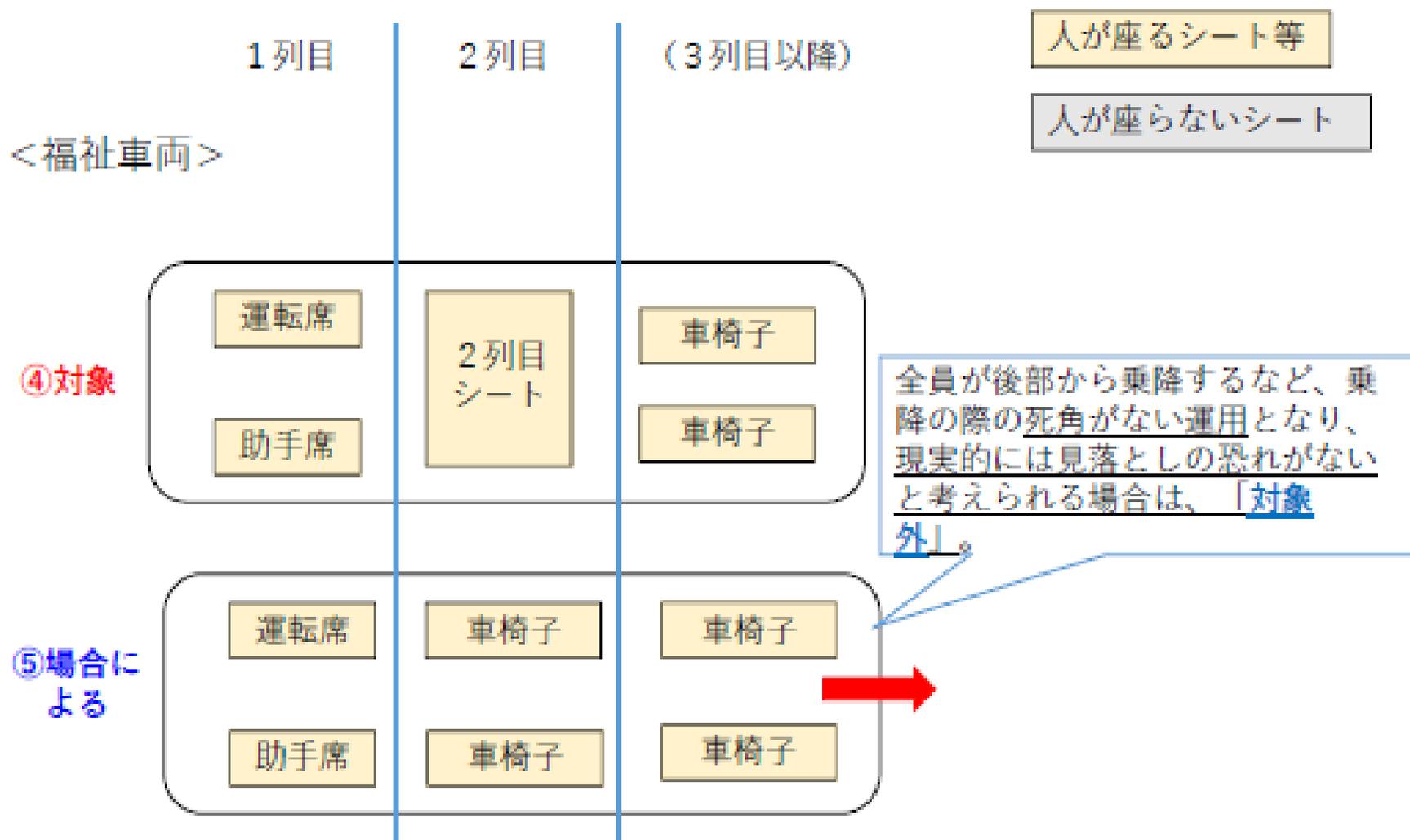
2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(※医療型児童発達支援、放課後等デイサービスでも同条文が規定または準用されます。)

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



① 安全装置の設置費用の補助

(児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス)



設置が義務化される自動車に, ブザーやセンサーなどの安全装置を設置する費用を補助します。

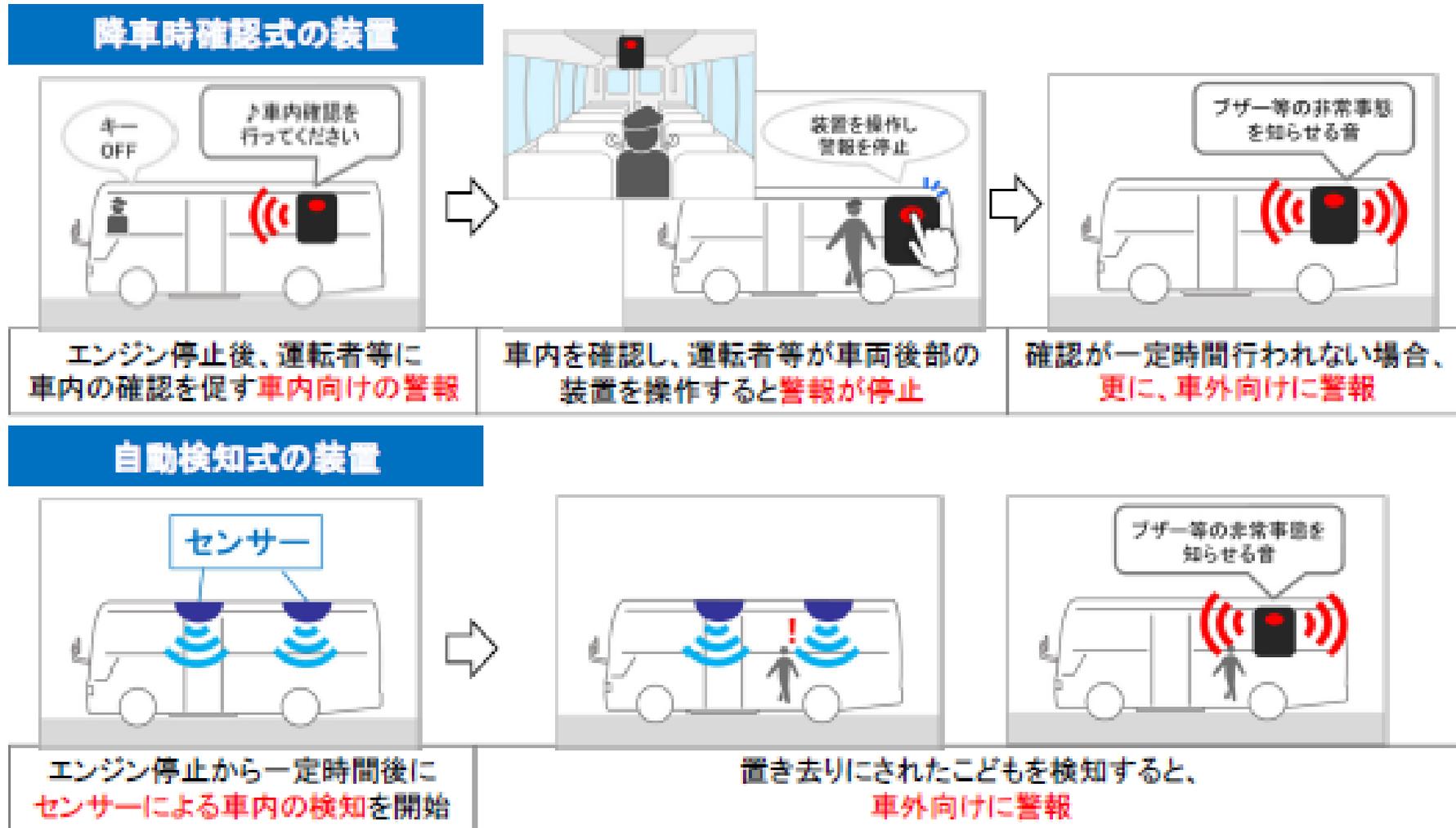
- ・ 補助上限は, 1台あたり17.5万円まで(設置費を含む)
- ・ 補助対象は, 令和6年3月31日までに設置を完了するもの。
- ・ 1事業所あたり, 複数の自動車への補助も可能。(ただし, 日常的に子どもの送迎に用いる自動車に限られる。)
- ・ 送迎用自動車1台につき安全装置は1台まで。
- ・ リースの場合, 補助対象は令和5年度末までのリース料に限られます。
- ・ 設置する安全装置は, 国土交通省「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものに限られます。
- ・ 具体的な適合機種は, 内閣府URLに掲載されています。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

(補助事業は令和5年度末まで。令和6年度以降の実施は予定されていません。)



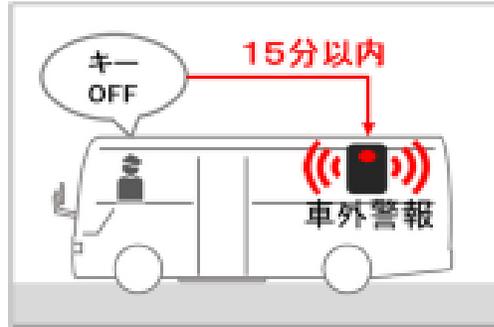
ガイドラインに適合する安全装置



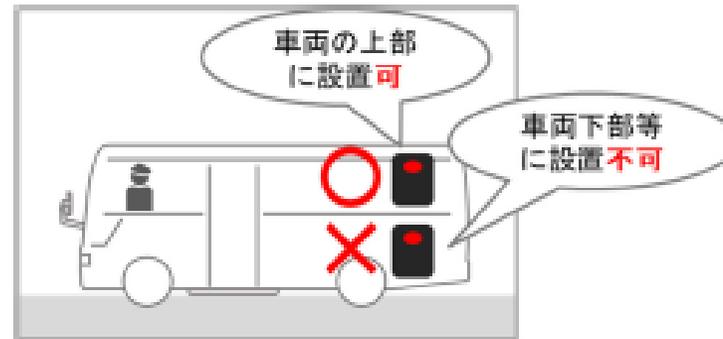
安全装置に必要な性能

①運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

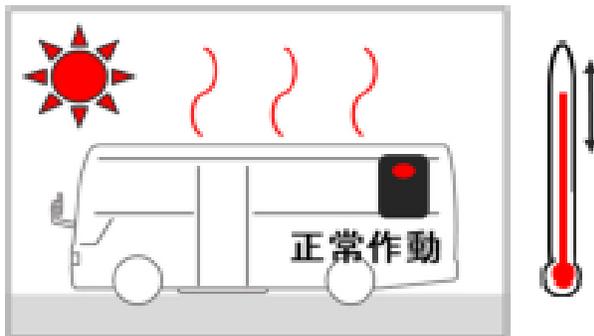
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



②子ども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

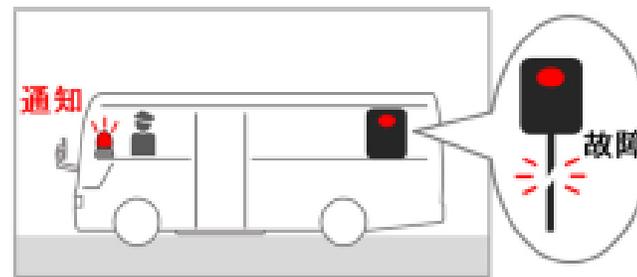


③十分な耐久性を有すること
例)-30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



事業所の新規指定時の確認

令和5年4月以降に事業所の新規指定を申請する場合、子どもの送迎用として安全装置の設置が義務化される自動車を使用するときは、次の書類の提出が必要になります。

- (1) 車検証の写し
- (2) 安全装置の設置がわかる書類（車内の写真、安全装置の仕様書など）

※(2)については、令和6年3月31日までの間、車内の子どもの所在の見落としを防止するための「代替的な措置」のわかる書類で代替できます。この場合は、安全装置の設置後に、次ページの「変更届」を提出してください。

自動車を新たに導入するときの変更届

既存の事業所も，令和5年4月以降に，子どもの送迎用として，安全装置の設置が義務化される自動車を新たに導入するときは，「指定障害児通所支援事業者変更届出書（別記第4号様式）」の提出が必要になります。

- ・ 変更事項：「7 事業所の構造概要および平面図ならびに設備の概要」
- ・ 添付書類：(1) 車検証の写し
(2) 安全装置の設置がわかる書類（安全装置の仕様書，車内の写真など）

※令和6年3月31日までの設置費用の補助制度を申請する場合は，変更届の提出は省略できます。

② 登園管理システムの導入補助

(児童発達支援, 医療型児童発達支援) ※放課後等デイサービスは対象外。

適切な通所や欠席の管理を行うために, スマホやタブレットなどのICT端末を活用した「登園管理システム」を導入する場合, 必要な費用を補助します。

補助基準額: 1事業所あたり20万円
(併せて端末購入等を行う場合は70万円)

補助率: 補助基準額の4/5 (1/5および補助基準額を超えた額は事業者負担)

- ・自動車の安全装置とは異なり, 国のガイドライン等の基準はありません。職員の通退所管理を支援し, 子どもの安全確保に資するものが補助対象になります。
- ・システムは, 令和5年度から策定が義務化される「安全計画」に規定して運用されることが必要です。
- ・リースの場合, 補助対象は令和5年度末までのリース料に限られます。

(補助事業は令和5年度末まで。令和6年度以降の実施は予定されていません。)



③ ICTを活用したこどもの見守り支援の導入補助

(児童発達支援, 医療型児童発達支援) ※放課後等デイサービスは対象外。

送迎時や施設外活動等の場面で, こどもの所在の把握を支援する見守り支援システムを導入する場合, 必要な費用を補助します。

(見守り支援システム)

事業所を利用する子どもに, 位置情報を発信するGPSやBluetooth機器などを携帯させることにより, 万が一, 送迎用の車両に取り残された場合や, サービス利用中の無断外出, 施設外活動時に行方不明になった場合などに, 職員が速やかに異常を察知して, こどもの所在を把握することを支援するシステム。

補助基準額: 1事業所あたり20万円

補助率: 補助基準額の4/5 (1/5および補助基準額を超えた額は事業者負担)

- ・システムは, 令和5年度から策定が義務化される「安全計画」に規定して運用されることが必要です。
- ・リースの場合, 補助対象は令和5年度末までのリース料に限られます。
- ・機器の台数は, 使用対象となるこどもの数まで。

(補助事業は令和5年度末まで。令和6年度以降の実施は予定されていません。)



①～③の補助事業について、申請書の提出等の具体的な手続きは、まだ決まっています。

今後、手続きの準備ができましたら、各事業所にお知らせしますので、しばらくお待ちください。

なお、安全装置の設置やシステムの導入は、補助申請前でも可能です。

子どもの安全を守るため、安全装置やシステムはできるだけ早く設置・導入することが望ましいので、積極的な検討をお願いいたします。

補助申請にあたっては、補助対象費用を証明する領収書等が必要になりますので、保管しておいてください。

※ どのような高性能な機器があっても、最後に子どもの安全を守ることができるのは「人」です。①～③が設置・導入されても、機器を過信せず、全職員が常に安全計画に従って、支援にあたってください。

(児童発達支援, 医療型児童発達支援)



3 職員の専従規定の見直し（インクルーシブ保育）

児童発達支援事業所や保育所, 幼保連携型認定こども園等に従事する職員には専従規定が設けられていますが, 障がいの有無にかかわらず, すべての子どもたちがさまざまな遊びを通じて共に過ごし, 共に学び合う保育（インクルーシブ保育）を行うにあたり, 専従規定が障壁になる場合があることから, 障がい児へのインクルーシブ保育を進めるために, 保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に, 障がい児の支援に支障がない場合に限り, 児童発達支援事業所等に従事する職員が保育所等の児童への支援も行うことができるように基準が緩和されます。

(令和5年4月1日から施行)

●次の条文が追加されます。

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
(令和2年3月13日条例第8号)

第2章 児童発達支援

第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)

第6条

9 第1項の規定にかかわらず，保育所もしくは地域型保育事業所（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第3条に規定する地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し，または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(※医療型児童発達支援でも同様に追加されます。)

インクルーシブ保育の実施に当たっては、以下の点に留意してください。

※ 内容は、令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」を参考に作成しました。

- ・ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢および人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること
- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢および人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること
- ・ 「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらいおよび支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること
- ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること
- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること

(留意点の続き)

- ・ 障害児の発達状態および発達の過程・特性等を理解し，一人一人の障害児の障害種別，障害の特性および発達の状況に応じた適切な支援および環境構成を行うこと
- ・ 交流を行うにあたり，複数のグループに分かれて交流することや，一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが，その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮，安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については，障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから，交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には，「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し，また，「保育所保育指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等の内容についても理解することが重要であること

(児童発達支援, 医療型児童発達支援) ※児童発達支援センター型のみ



4 懲戒権に関する規定の削除

民法および児童福祉法における懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、基準条例においても関連する規定が削除されました。

●次の条文が削除されます。

函館市指定通所支援の事業等の人員, 設備および運営に関する基準等を定める条例
(令和2年3月13日条例第8号)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は, 障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは, 身体的苦痛を与え, 人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(※医療型児童発達支援でも同条文が準用されます。)



•民法（明治二十九年法律第八十九号）

第2節 親権の効力

（監護および教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護および教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

第821条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護および教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。 **（削除）**



改正後

（監護および教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護および教育をする権利を有し、義務を負う。

（子の人格の尊重等）

第821条 親権を行う者は、前条の規定による監護および教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢および発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。 **（新設）**

（居所の指定）

第822条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

まとめ

各項目の内容をご確認のうえ、義務化などにより、対応が必要な事項については、期限までに完了するように、計画的に必要な準備を進めてください。

既に対応を始めている場合も、内容に漏れがないか、再度、確認してください。

対応に伴い、運営規程の内容に変更が生じる場合は、変更届の提出も忘れずをお願いいたします。

